

産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会
「最適な特許審査に向けた特許制度の在り方について」
中間取りまとめ案
パブリックコメント概要

平成 14 年 12 月 25 日から平成 15 年 1 月 24 日までに頂いたパブリックコメントは合計 57 件。その概要は以下のとおり。なお、注釈は事務局にて付したものである。

1. 企業、経済団体、業界団体等ユーザサイドからの御意見

< 1 - 1 . (社)日本経済団体連合会からの御意見 >

総論

- ・改良発明を含め事業的に価値のある特許の数の増大は産業界にとって重要であることから、件数抑制的な政策を講ずるのではなく、特許が多数生まれることを促進すべきである。

出願・審査請求構造の評価

- ・特許率のみを目標にすることは企業の競争力強化に向けた活動を制約するおそれがあるが、現在の特許率低下の背景として、企業の効率的な行動を妨げる問題を上げると、(1)企業における不十分な先行技術調査により特許性の低い発明も審査請求対象となっている、(2)審査請求期間の短縮により一時的に増大している審査請求に対し、企業の行う事業化の判断が不完全になっている、(3)分社化等組織再編時に同一企業内の各カンパニーからの審査請求内容が一部重複する等の知財管理の影響。

出願・審査請求制度の改革の方向性

上記の課題については、以下のような総合的な対応が必要。

(先行技術調査の奨励・環境整備)

- ・特許庁の先行技術調査のノウハウの積極的な公開、調査機関の育成など企業の先行技術調査の奨励・環境整備を図るべき。

(特許料金体系の見直し)

- ・特許料金体系の見直しの目的が、コスト負担の不均衡の是正、審査請求行動の適正化、出願の奨励であればその妥当性を認識。ただし、料金体系の見直しにより、事業において価値のある審査請求の件数を抑制しないよう留意すべき。
- ・審査請求料の引上げ幅は、コスト負担の不均衡是正の中でもできるだけ小さくし、特許料は 1 ～ 6 年目を重点的に引下げるべき。
- ・料金体系の移行期に出願人の負担増と負担減が同じになるように影響緩和措置が

必要。

(審査が不要となる発明への方策)

- ・ 審査請求後に審査の必要がなくなるものもあるので、審査請求後に取り下げられた出願に対する審査請求料の返納制度を導入すべき。また、分割払い制度も検討すべき。

(補正の制限の緩和)

- ・ 先願主義の下では最初から完成度の高い出願明細書の作成は困難であることから、我が国における厳しい補正の制限の運用を諸外国並みに緩和するとともに、国内優先期間を延長すべき。

(国際間における調査・審査結果の相互利用)

- ・ 国際間における調査・審査結果の相互活用を進め、多数国における特許の取得費用と審査負担を軽減すべき。

早急に対応すべき他の課題

- ・ 職務発明の扱いの見直し、東京高裁への専属管轄化、水際措置の強化、及びライセンス契約の保護についても早急に対応すべき。

< 1 - 2 . 日本商工会議所からの御意見 >

特許審査・制度関連

(特許審査関連)

- ・ 原案の特許審査体制の強化は、早期に実現すべき。

(特許制度関連)

- ・ 先端技術分野等における判断基準の明確化や早期審査制度の普及と利用促進、国際的権利取得の円滑化などに関する特許制度・運用の見直しも積極的に推進すべき。

特許関連料金体系の見直し等

(料金体系見直し)

- ・ 料金体系の見直しについては適正なコスト負担の均衡を実現する点で理解できる。ただし、特許行政の合理化、コストの削減、知財立国に相応しい体制の整備に努めるべき。
- ・ 審査請求料の引上げに際しては、総合的にみて適正な審査請求行動をとる企業にとっては、特許権取得にかかる経済的負担が軽減されるような料金体系とすべき。

(中小企業への対策)

- ・ 料金体系の移行の円滑化のため、必要な対応期間を設けるとともに大企業と事情の異なる中小企業には十分な配慮をすべき。

- ・中小ベンチャー企業や研究開発型中小企業等が審査請求料の引上げにより特許の取得に困難をきたすことのないよう、(1)料金減免対象要件の拡大(設立後5年以内要件を10年へ、産業技術力強化法による措置の対象に中小創造法等の認定企業の追加)、(2)現行の半額という軽減措置の拡充、(3)料金減免制度の周知・普及、諸手続の簡素化・合理化を行うべきである。
- ・特許電子図書館の利用促進などの環境整備の促進等により、中小企業等の先行技術調査の支援を拡充するとともに、利用実績の低い早期審査制度についての一層の対応が必要。

< 1 - 3 . 大阪商工会議所からの御意見 >

総論

- ・中間取りまとめ案の内容については概ね賛成。

特許関連料金体系の見直し

- ・企業にインセンティブを与えるような特許関連料金体系を実現すべく、トータルコストが特許取得後早期に現行水準を下回るような料金体系とされたい。

早急に対応すべき他の課題

- ・職務発明規定を相当の対価支払い規定を廃止するよう改正すべき。
- ・ライセンサー破綻の場合のライセンシーの権利保護を検討すべき。
- ・グレースピリオド¹(発明公表後の出願猶予期間)の米国並み12ヶ月への延長について今後検討すべき。

< 1 - 4 . 日本知的財産協会からの御意見 >

特許審査・制度関連

(特許制度関連)

- ・国際的な出願が急増する中で、日米欧三極で同等の審査の運用等の推進が必要。特に補正の制限の緩和、発明の単一性要件の見直し等は日本が三極比較で最も相違する点であり国際調和を推進すべき。

特許関連料金体系の見直し

- ・審査官の増員だけでなく、あわせて料金体系も見直すことにより、出願の質の向上等が期待でき、利用者に過大な負担を課すものでなければ料金体系の見直しに異存無し。
- ・自ら積極的に事前調査をし、特許の登録率を高める努力をすれば、実質的な値下げの効果も期待できる制度であれば、特許の質の向上のためにもインセンティブとなる。
- ・ただし、特許料金全体として現状を上回らないように、審査請求取下げ時の一部料金返納など出願人の負担減のためにあらゆる方策を考慮すべき。

< 1 - 5 . (社)電子情報技術産業協会からの御意見 >

特許審査・制度関連

(特許制度関連)

- ・ 現行の我が国の補正基準は欧米に比べて出願人に厳しすぎるため、見直しに賛同するが、補正理由を第三者が把握できるようにすることが必要。
- ・ 「出願の単一性」要件は国際的に統一する必要があるため、原案に賛同。
- ・ 権利範囲を正当に解釈することが重要なので、サポート要件の明確化に賛同。なお、米国流の実施例限定の解釈がされることのないよう改正の趣旨を明確化すべき。
- ・ 優先的な審査のニーズは高く、透明性と客観性を担保した上で積極的に運用すべき。

特許関連料金体系の見直し等

- ・ 特許制度において料金体系の見直しの前後での平均支出額が均衡するならば見直しに賛同。
- ・ 移行期における影響緩和措置(特許料の引下げ効果の早期付与)については強い必要性を認識しない。むしろ、欧米と比べて負担の大きい請求項毎の料金体系の見直し、欧州のライセンスオブライツ(License of Right)のように、満了前の一定期間に特許料を減額することによる利用権の拡大を図ることを検討すべき。

< 1 - 6 . (社)日本製薬工業会からの御意見 >

総論

- ・ 中間取りまとめ案全般につきましては基本的に賛同する。

特許審査・制度関連

(特許制度関連)

- ・ 先端医療行為の特許法上の取り扱いについては、2002年度中に特許対象とする方向で結論を出していただきたい。

早急に対応すべき他の課題

- ・ ベスト・プラクティスとしての戦略的なプログラムを策定するための参考となるべき指針の作成には全面的に賛成だが、利用関係の裁定制度など、知的財産の有効な活用のための一層の環境整備をすべき。

< 1 - 7 . (財)バイオインダストリー協会からの御意見 >

総論

- ・ 国際的な制度の調和を目指す中間取りまとめ案には基本的に賛成。さらに積極的にグローバルでの費用軽減策について言及し、実現すべき。

特許審査・制度関連

(特許制度関連)

- ・公開制度下での一部継続出願(CIP)制度については、米国とは制度が異なり、国内優先権主張特許出願の制度の中で対応すべき。
- ・単一性の考え方については、単一出願の範囲を極めて狭く考えている米国の運用・動向をにらみつつ、国際的な運用の調和を目指してじっくり取り組むべき課題。
- ・記載要件の明確化については、特に裏付け要件の運用が日本で十分でないなど、一刻も早く取り組むべき課題。

特許関連料金体系の見直し等

(料金体系見直し)

- ・審査業務の迅速化、適正化に寄与する今回の料金改定に基本的に賛成。
- ・出願料の低減により、出願がしやすくなるため適正な改正と認識。
- ・審査請求料を引上げ、特許料の引下げで相殺することに基本的に賛成だが、審査請求料の極端な引上げは一過的に負担の激増となり望まない。
- ・特許料の改定については産業間での不均衡の防止を図るとともに、請求項比例部分を欧米並みに引下げるべき。
- ・審査官の負担を軽減するような先行文献調査がある出願について審査請求料減額システムを考慮すべき。
- ・出願の取下げ等による審査請求料の一部返還制度を早期に導入すべき。

(中小企業等への対応)

- ・審査請求料の割引率をより高くする、特許料の減免率・期間を拡大するなど、中小・ベンチャー企業、大学等に対する支援措置を拡充すべき。
- ・中小・ベンチャー企業、大学等については、欧州特許庁のように、審査請求前の特許庁の調査の代行及び調査レポート添付によるサーチ費用分の減額を検討してはどうか。

早急に対応すべき他の課題

- ・PCTサーチレポート等確度の高い先行文献調査がある場合についての割引制度は、調査官の調査負担の軽減が図れることから、実施すべき。
- ・審査請求料の着手時払い制度については、いたずらに審査を遅らせることが可能となり、第3者における特許監視負担が増大するため反対する。
- ・早期審査を求める代償としては、先行技術調査結果や外国での審査状況の提出で対応すべきであり、早期の権利化を求める出願に高い料金を設定するべきではない。なお、将来、大企業が大量の早期審査を請求し、通常審査を遅延するような事態が発生した場合には、早期審査の対象及び請求の仕方を検討すべき。

< 1 - 8 . 個別ユーザ企業からの御意見 >

総論

- ・政府としては、技術立国日本をの保持・推進のため、特許審査制度の見直しにあっても、一国の所有する技術確保の在り方の観点から審議をし、その方向付けを示し

て行くべき。(1件)

- ・審査の促進は審査費用の値上げでカバーするのではなく、強い特許を作るためにも国の政策として行って欲しい。(1件)
- ・知財立国が叫ばれる中、大幅な審査請求料の値上げによる厳選効果よりむしろ必要な出願がなされないことによる産業競争力の低下の方が懸念される。(1件)

特許審査・制度関連

(特許審査関連)

- ・審査の迅速化は、審査官の人数、処理能力等の改善が本質。(4件)
- ・審査官を増員するとともに、定年延長制度を優先的に活用すべき。(1件)
- ・知的財産戦略大綱に基づき、国家公務員内での重要部門への集中を検討すべきであり、迅速かつ的確な特許審査の実現のための特許審査官増員は不可欠。(1件)

(特許制度関連)

- ・審査請求期間が3年では請求するかしないかの判断が困難であり、7年に戻すべき。そうすれば料金値上げに対応した請求の厳選が可能。(2件)
- ・自社で厳選するためにも、審査請求前に低額の調査請求制度を導入して欲しい。(6件)
- ・米国同様に先行技術情報開示義務を負わせるべき。(4件)
- ・我が国における関連産業の発達促進の観点から、米国等では認められている医療行為に係る特許を産業上利用できる発明として認めるべき。(1件)
- ・補正制限の運用が欧米と同様程度に弾力化されることは、発明の適切な権利確保がグローバルに行えるため、賛成。(1件)
- ・単一性要件の見直しに関しては、PCT等の規定を参考に見直しを行う方向性に賛同する。国際的な審査協力の推進の方向性についても賛同。(1件)
- ・記載要件の明確化については、特許法第36条第4項の実施可能要件を満たさないとする審査基準に見られるとおり現行制度で十分対応可能であり、広い特許の確保という要請に反する裏付け要件の導入には反対する。(1件)

特許関連料金体系の見直し等

- ・審査請求料の値上げは、結果として出願を抑制することとなり反対。(12件)
- ・審査外注による審査レベルの低下に伴い、情報提供や異議申立の工数、情報開示義務に伴う業務が増大している。また、特許特別会計に約800億円の余剰金があり緊急性がない。上記の理由により、審査請求料の値上げには反対。(1件)
- ・今回の審査請求料の急激かつ大幅な増額は、審査請求時点での事業化の目的が明確でないものが審査請求できなくなり、重要な発明が特許されず知財立国の実現の理念に反するため反対。不況が好転する見通しもない中では、全ての料金は現状以下にすべき。(1件)
- ・特許庁の認定を受けた民間を含む外部の団体・機関に先行技術調査を委託すべき。(1件)

- ・特許年金の支払時に請求項の削減ができるようにして欲しい。(1件)
- ・既に権利化された特許の維持年金を値下げする等の何らかの料金軽減措置を導入すべき。(1件)
- ・審査請求料の一部返還制度は導入には賛成だが、返還制度を大規模に活用するためには公知例調査をせざるを得ずコストが掛かるため、料金改定に伴う出願人の経済的負担を十分に軽減できるものではない。(1件)
- ・特許性の乏しい出願の審査請求抑制は、戻し拒絶件数の多い出願人に対する指導や先行技術文献開示義務の強化等によって行うべき。(1件)
- ・弁理士費用を含めれば実質的な出願費用は20～30万円となり、出願料の低減効果は低い。特許料は権利者が利益を得るためにたとえ高額であっても支払うものであるが、審査請求の権利付与前後の費用負担比率を均衡することにより、審査請求を躊躇するようになれば高価値出願の権利化の抑制につながるのではないか。(1件)
- ・審査請求時に先行技術調査報告書を添付した場合の割引料金とするべき。(1件)
- ・出願料を下げ、審査請求料と特許料のバランスを改善する料金体系の見直しには賛同するが、特許登録後一定期間以前の料金が極端に低い設定はその間の不使用特許の増加につながるため反対。特許庁のリソース浪費を軽減する効果の高い「高い料金体系(25万円)」で「特許料を20年定率で引き下げる方式」を好ましく思う。(1件)
- ・審査請求後に取り下げられた出願に対する審査請求料の一部返還は是非導入して欲しい。(1件)

(中小企業関係)

- ・審査請求料の値上げについては、数年後に総負担が軽くなるとしても、ベンチャーなどの事業規模によっては短期の影響が大きく出願を見送らざるを得ないため、反対。(3件)
- ・中小企業にとっては、特許後の特許料納付の方が、審査請求料の高額化よりも好ましい。(1件)
- ・審査請求期間の7年から3年への短縮に伴い、審査請求時の判断が困難となり、審査請求件数が増加せざるを得ないことに加え、今回の審査請求料の値上げは技術を武器として生き抜こうとする中小企業にとっては死活問題。そのため、中小企業に対する負担軽減措置、審査請求後及び審査請求前の出願取下げ手数料返還制度を取入れるべき。(1件)
- ・今般の料金体系の見直しは、大企業・中小企業間の審査請求案件比率、ひいては特許権比率を大企業有利に誘導するものではないか。(1件)
- ・個人や中小企業に対する減免措置に当たっては、米国のように小規模ビジネスに対する費用半減措置のような簡便な制度を実現すべき。(1件)
- ・中小企業にとっては、特許法第35条による職務発明の相当の対価に要する費用が益々高額になることが予想される中で、審査請求時の負担増は大変厳しいことであり、値上げの幅は50%の範囲に抑えて欲しい。(1件)

- ・ 審査請求件数の削減を望むのであれば、料金体系の見直しではなく、特許庁の HP の充実や審査官が利用している調査方法を公開すべき。(1 件)

早急に対応すべき他の課題

- ・ 戻し拒絶率が高いのは、特許調査がしづらいことの方に問題があるのではないか。(1 件)
- ・ 「特許出願中」「国際特許取得」「世界特許取得」等の不適当な表示についてガイドライン等を作成すべき。(1 件)
- ・ 共同出願における査定系不服審判において、単独で審判請求した場合は、補正の機会が与えられるようにして欲しい。(1 件)
- ・ 実用新案法第 2 条の「考案」の定義を変更して、いわゆる小発明の保護ができるようにして欲しい。(1 件)
- ・ 個人発明家、ベンチャー企業などでも利用しやすい調査ツールの整備と調査機関等の関連業界の育成をするべき。(1 件)
- ・ 意見募集時において期間も長くすべきであるとともに、せめて 3 大新聞等には掲載して意見収集を行うべき。(1 件)

2 . 弁理士関係団体等からの御意見

< 2 - 1 . 日本弁理士会からの御意見 >

総 論

- ・最適な特許審査に向けた適正な審査請求行動を促す方策を審査請求料の値上げのみによって行う方向性に反対。特許庁・出願人・代理人間の連携・協力を推進し、審査請求料の引上げのみによらない様々な観点から総合的に対策を講ずべき。

特許審査・制度関連

(特許審査関連)

- ・審査の遅延解消は、本質的には審査官の大幅増員によって図られるべき。
- ・審査官と調査官の連携をより一層密にし、サーチの実効性を確保すべき。
- ・IPCCに競合しうる民間調査機関の育成により、質とパフォーマンスの向上を図るとともに、審査請求を出願人自ら断念することができるシステムの構築等も検討すべき。
- ・特許審査・審判の迅速化に対する弁理士の貢献のための対策として、(1) IPDLの充実・機能強化、(2) 審査官・審判官との間の相互交流の強化、(3) 審査・審判に対する人的協力を実現すべき。

(特許制度関連)

- ・補正要件の判断について弾力的かつ統一的な運用を図るべき。
- ・米国の継続出願に類似した再出願制度を導入し、トータルとしての審理促進を図るべき。

特許関連料金体系の見直し等

- ・原案での審査請求料は現状と比べて高額過ぎるため、ベンチャー・中小企業への影響配慮を含め再検討すべき。特に、特許法、産業技術力強化法で定める料金軽減措置の改善を図るべき。
- ・審査請求の取下げによる審査請求料の返還制度を導入すべき。
- ・新料金体系への移行期における影響緩和策として、既出願案件に対しても審査請求料返納制度を適用したり、特許料引き下げを実施すべき。

< 2 - 2 . 日本弁理士政治連盟からの御意見 >

- ・審査請求料の値上げは、(1) 欧米に比較して低いという前提はない、(2) 値上げによる厳選効果はほとんど期待できない、(3) 1割程度の新規性のない出願の審査請求を抑制するために、全ての出願人に権利化手続の初期段階で過重な負担を課すことは理不尽、(4) 審査滞貨の主因は審査請求期間の短縮、(5) 国会での質疑等の趣旨を直ちに行うべき、(6) 庁特別会計の余剰金約800億円であり緊急性はないなど、合理的な理由が見当たらず、下記のような検討とあわせて行うべきであり、先議・決定すべきではない。
- ・現在なすべきこととしては、適切かつ迅速な審査の実現へ向けての抜本的対策の総

合的検討を行うべき。具体的には(1)調査請求前置制度の導入及び先行技術開示義務の強化、(2)審査請求期間の延長(有料も可) 審査の繰り延べ・未着手取下時の返金制度等のピーク時対策、(3)中小企業への減額制度の拡充などを検討すべき。

- ・また、長期的な視点として、(4)審査官の大幅増員、弁理士の審査官への登用など実質的審査能力の抜本的改革、(5)実用新案制度の強化の見直しなどを検討すべき。
- ・上記課題を知的財産戦略本部で国家的見地から検討すべき。
- ・パブリックコメントは全件公開すべき。

< 2 - 3 . 弁理士からの御意見 >

総論

- ・知財立国を目指すためには、出願された財産を捨てさせることなく守ることが必要であり、出願の全数審査と審査官の大量増員は必要不可欠。(1件)

特許審査・制度関連

(特許審査関連)

- ・国家公務員の削減という政府方針に反し、審査官の増員を総理等に働きかけるべき。(2件)
- ・定員法という統制下にある以上、審査官の大幅増員は当分あり得ず、知財立国の実現ができないのではないか。(1件)
- ・審査官が出願を拒絶するためではなく、特許とするために使命感をもって審査すべき。(1件)
- ・日本と他国の審査実態を比較するためにも、審査時間(実働時間)の詳細データを公開すべき。(1件)

(特許制度関連)

- ・発明の単一性については、一発明一出願多請求項という制度を採用すべき。(1件)
- ・出願された発明の半分以上を捨て去る、また、防衛的な出願を助長する審査請求制度を廃止すべきである。(1件)
- ・補正制限の運用が欧米と同様程度に弾力化されることは、発明の適切な権利確保がグローバルに行えるため、賛成。(1件)
- ・米国特有のCIP制度を採用する必要はない。(1件)
- ・記載要件の明確化については、明瞭でかつ発明の詳細な説明に十分に裏付けされているべきだが、運用上は欧州並みそれ以上と感じられる現行法以上に記載要件を厳しくすることは広い権利の取得を制限することになるのではないか。(1件)
- ・特許性を見直しを促進するために、調査と本審査を分離し、調査結果をみて出願人が本審査請求するかどうか判断できる制度を導入するとともに、登録率の低い出案人に対するペナルティ(AP80や意見提出の有料化等)を行うべき。
- ・審査待ち期間の増大が避けられない状況下では、有料の早期審査請求制度を導入すべき。(1件)
- ・知財立国実現の立場から、重要な発明にのみ審査や審判を集中させるべきであり、

発明の重要性が判明するまで審査請求を待てるように審査請求期限を撤廃するか、出願後一定期間経過した場合は権利行使に制限や条件を加えるべき（１件）

- ・再出願では原出願で審査済みであるため審査時間（待ち及び実働）が少なく済むことから統計上も審査時間の短縮が達成できるため、米国を参考に再審査用特許出願を導入すべきではないか。（１件）

特許関連料金体系の見直し等

- ・審査請求料の値上げを行うとしても上場企業等大企業に限定し時限立法とすべき。（１件）
- ・特許率に応じて審査請求料を２～３段階に設定すべき。（１件）
- ・審査請求件数の増加は審査請求期間短縮によるものであり、料金見直しが遡及されない以上効果はない。（１件）
- ・明細書等のページ数に応じるなどの料金制度を検討すべき。（２件）
- ・特許庁は、２０万円～２５万円の価値のある審査サービスを提供すべきであり、拒絶率等が異常値である審査官を研修するなどその具体的な方策を示すべき。（１件）
- ・料金見直し案について反対。まず、審査請求料の値上げの論理は、審査の経済的効率性や収支性のみを重視した考え方であり、発明の保護・奨励という特許制度の趣旨に反する。次に、将来的な市場価値は神のみぞ知る領域であり、審査請求の厳選は事実上不可能。請求されなかった発明から重要発明が出る可能性もあり、出願料の値下げはこの傾向を助長するのではないか。更に、現在案の受益者負担と公平性の原則は、特許による事業で潤うはずの国家を受益者に含めておらず、特許制度になじまないのではないか。審査費用は国家として負担すべき。（１件）
- ・戻し拒絶の原因は審査のバラツキによるものであり、審査請求料の見直しでの対応には反対。（１件）
- ・審査請求料の値上げが直接特許性見直しのインセンティブにつながらないこと、権利付与前後の費用バランスの変更がパイオニア発明などの重要な出願の審査請求数を激減させるおそれがあり、現在の見直し案に反対。（１件）

（中小企業関係）

- ・審査請求料の値上げは、全体費用が値上げにならないとしても、現在の審査請求料を支払うのも大変な中小企業等の出願人にとっては費用の捻出が容易ではないため、弱者の立場から慎重に考えるべき。（２件）
- ・中小企業の審査請求料の値上げは軽減措置の拡充等により十分に対処すべき。（２件）また、現在の減免制度を利用しやすいように改正すべき。（２件）
- ・米国の Small Entity のように、会社設立年数等の制限を付けず、個人や企業規模に基づく負担軽減措置を図るべき。（３件）
- ・中小企業についてはむしろ料金体系を値下げするべきではないか。（１件）

早急に対応すべき他の課題

- ・電子図書館からの複数文献の連続ダウンロードが短時間にできるように改善すべき。(1件)
- ・職務発明を巡る紛争が多発する中、現在の第35条の規定を維持しつつ、職務発明の譲渡に際し、補償金の最低金額を発明者に与えることなどを施行規則にて定めるべき。(1件)

3. 個人やユーザ企業以外の法人などからの御意見

< 3 - 1 . 在日米国大使館からの御意見 >

総論

- ・ 総体的に、日本政府が「知的財産立国」になるという方向性を米国は支持し、中間取りまとめに概説されているプロパテント政策を日本が引き続き促進していくことを奨励する。

特許審査・制度関連

- ・ ソフト、ビジネス方法やバイオテクノロジー等の新しい分野において、特許の適格性の見解を広げていくことは、力強い革新をもたらし、商業化や新しくかつ重要な技術の普及につながる。
- ・ グレースピリオド（発明公表後の猶予期間）を6ヶ月から12ヶ月に延長することを検討すべき。猶予期間の延長は、比較的少数の特許権も持つ発明品の商業化に依存している小規模な企業にとっても有用。

早急に対応すべき他の課題

- ・ 中間取りまとめにまとめられた施策の実現に当たっては、政府と民間企業との継続した協議が必要であり、開かれかつ透明性の高いパブリックコメント手続を担保すべき。

< 3 - 2 . その他の個人や企業等からの御意見 >

総論

- ・ 我が国経済の再生を図ろうと知的財産戦略に一条の光を求める中で、審査請求料の値上げを行うのは常識では理解できない。（1件）

特許審査・制度関連

（特許審査関連）

- ・ 審査補助員としては、学術的な専門的知識を有した博士課程修了者等よりも特許に興味と敬意を抱いているという観点から修士課程修了者等やこれまでの発明の実績を見るべきではないか。（1件）
- ・ 審査請求件数の増大は審査請求期間の短縮によるものであり、国家公務員10%削減の政府方針に限らず、審査官を確保で対応すべき。その際、民間技術者を活用すべきでない。（1件）

（特許制度関連）

- ・ 毎年のような基準の改正や運用の弾力化の範囲が安定しないために担当者の負荷が大きすぎる。単一性要件や記載要件の明確化も同様である。（1件）
- ・ 公告制度を復活させるとともに、問題時の審査・調停方法を整備すべき。（1件）
- ・ 先行技術調査結果・審査結果の相互利用を含む各国特許庁の協力の推進は、各国の

特許独立の原則を侵害するのではないか。(1件)

- ・先願主義の我が国では出願後、実施化と権利化のための十分な期間が必要であり、審査請求期間を3年から7年に戻すべき。(2件)

特許関連料金体系の見直し等

- ・戻し拒絶増加の原因は、登録に値しない特許を認めてきた審査レベルの低下に関連しており、こういった実態を改めるべき。審査請求料を値上げしても、事態は変化しない。(1件)
- ・審査請求件数の増大は審査請求期間の短縮に大きく起因することは明白であり、それを審査請求料の値上げにより対応するのは問題。加えて、この値上げの効果は法律施行後数年経たないと効果はない。そのため、代案として、(1)審査請求期間の再延長、(2)時限的な審査着手請求制度、(3)時限的な無審査特許制度、(4)IPCC等に審査権能を付与するなど一時的な審査能力の拡大を検討すべき。(1件)
- ・大企業が審査請求を抑制するような審査請求料にしたいのであれば、大企業がためらうほどの高額な審査請求料にするべき。現行の料金は中小企業も巻き込もうとするため中途半端ではないか。その際中小企業は別料金体系にすべき。(1件)

(中小企業関係)

- ・米国同様、中小企業、個人への特許手続費用半額を法制化すべき。(1件)
- ・審査請求料金の値上げは、弁理士費用を含めれば出願時に50万円以上、登録までに70万円程度かかるようになり、個人や牛小企業には高額だが、資金力のある大企業にとっては影響なく審査請求行動を抑制できないのではないか。(1件)
- ・現在の特許関連料金の見直し案では、中小企業の出願が減少することは明らかであり、弁理士の大都市集中と地方での減衰をもたらすのではないか。(1件)
- ・受益者負担については、ベンチャー的な事業立ち上げの障害となるため、度を超えて実施すべきではない。(1件)
- ・費用負担の不均衡の拡大について、審査請求料の値上げの根拠とするのはおかしい。大企業と中小企業との影響が大きく異なるはずである。負担といえば、大企業の弁理士に支払う出願手数料は、中小企業と比べてかなり安いはずである。(1件)
- ・審査請求料により審査請求行動を抑制しようということ自体誤りである。(1件)
- ・大企業の多量な出願・請求行動の是正は、多項制の活用、出願数での評価する社風の変更等大企業のトップの意識改革で行うべき。中小企業を巻き込むべきではない。(1件)

早急に対応すべき他の課題

- ・特許情報データベースの育成、振興を具体的に推進することについて記載すべき。(1件)
- ・特許電子図書館が「一般公衆の標準的な利用」を基本とすることを宣言し、保有データ提供との目的の違いについて明記すべき。(1件)
- ・誰も好き好んで特許性の乏しい審査請求をするわけではないのであり、審査請求の

増大を出願人の権利化要求の高まりとして考えながら、質の高い出願明細書とするための出願者と弁理士の啓蒙・教育を行うべき。(1件)

以上